

## 茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱

○茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱

平成 26 年 9 月 30 日

要綱第 51 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条の 2 の規定に基づく、本町の都市計画に関する基本的な方針(以下、「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(検討事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 都市計画マスタープランの改定及び総合調整に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープランの改定に関する必要な事項。

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 地元代表者
- (4) 町の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、都市計画マスタープランの改定が完了するまでとする。

3 補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要な時期に委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり議事を進行する。

3 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 第 2 条に規定する事項についての事前調査及び調整を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は都市建設課長を充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会に幹事以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 6 幹事が会義に出席できない場合は、代理者を出席させるものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を都市建設部都市建設課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会幹事会

| 職 名       |        |
|-----------|--------|
| まちづくり推進課長 | 都市建設課長 |
| 財政課長      | 道路管理課長 |
| 社会福祉課長    | 下水道課長  |
| 農業政策課長    | 水道課長   |
| 地域産業課長    | 学校教育課長 |
| みどり環境課長   | 生涯学習課長 |

茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会委員名簿

| 区 分   | 氏 名     | 所 属 等          | 備 考                                                   |
|-------|---------|----------------|-------------------------------------------------------|
| 町議会代表 | 小 貫 和 通 | 前茨城町議会議長       | ～平成 27 年 12 月 21 日                                    |
|       | 海老澤 忠   | 茨城町議会議長        | 平成 27 年 12 月 21 日～                                    |
|       | 田 家 勇 作 | 総務経済建設常任委員会委員長 | —                                                     |
| 団体代表  | 和 家 文 雄 | 茨城町農業委員会会長     | —                                                     |
|       | 山 西 忠   | 茨城町商工会会長       | 副委員長<br>～平成 27 年 8 月 10 日<br>委員長<br>平成 27 年 8 月 10 日～ |
|       | 佐 藤 方 彦 | 茨城町区長会会長       | 委員長<br>～平成 27 年 5 月 8 日                               |
|       | 栗 原 完 次 | 茨城町区長会会長       | 副委員長<br>平成 27 年 8 月 10 日～                             |
|       | 田 口 捷 郎 | ひぬま川土地改良区理事長   | —                                                     |
|       | 松 野 聖 史 | 茨城町商工会青年部長     | —                                                     |
|       | 伊 藤 広 子 | 茨城町女性会連絡協議会会長  | —                                                     |
| 学識経験者 | 石 井 敏 幸 | —              | —                                                     |
|       | 小 室 晶   | —              | —                                                     |
| 町職員   | 柴 義 則   | 副町長            | —                                                     |
|       | 坂 場 直   | 総務企画部長         | —                                                     |
|       | 川 澄 静 喜 | 保健福祉部長         | —                                                     |
|       | 小野寺 晃 宏 | 生活経済部長         | —                                                     |
|       | 小 堤 弘 文 | 都市建設部長         | —                                                     |
|       | 佐 藤 肇 亮 | 教育次長           | —                                                     |

## 茨城町都市計画マスタープラン策定経過

| 期 日                           | 会 議 名 等                         | 主 な 内 容                                                                                    |
|-------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 26 年 10 月 16 日             | 第 1 回幹事会                        | ・ 都市計画マスタープランの概要と策定方針について<br>・ 住民意向調査の実施方針について                                             |
| 11 月 14 日～<br>11 月 28 日       | 茨城町都市計画マスタープランの<br>策定に伴うアンケート調査 | ・ 満 18 歳以上の町民(世帯主)1,000 人を対象に実施                                                            |
| 平成 27 年 4 月 13 日              | 第 1 回委員会                        | ・ 都市計画マスタープランの概要と策定方針について<br>・ 茨城町の現状について<br>・ 住民意向調査の結果について<br>・ 都市計画マスタープランの改定に向けた課題について |
| 7 月 6 日                       | 第 2 回幹事会                        | ・ 茨城町の現状について<br>・ 住民意向調査の結果について<br>・ 都市計画マスタープランの改定に向けた課題について<br>・ 将来都市像と将来目標人口について        |
| 8 月 10 日                      | 第 2 回委員会                        | ・ 将来都市像と将来目標人口について                                                                         |
| 10 月 19 日                     | 第 3 回委員会                        | ・ 分野別方針について                                                                                |
| 11 月 16 日～<br>11 月 30 日       | 素案の縦覧及び意見募集                     | ・ 素案（全体構想と地域別将来像）について                                                                      |
| 平成 28 年 1 月 15 日～<br>1 月 29 日 | 素案に関する<br>茨城県意見照会               | ・ 茨城県関係各課への意見照会                                                                            |
| 1 月 18 日～<br>2 月 16 日         | パブリックコメント（意見公募）                 | ・ 茨城町都市計画マスタープラン（素案）について                                                                   |
| 2 月 9 日                       | 素案に関する<br>茨城県報告会                | ・ 茨城県関係各課への報告会                                                                             |
| 2 月 15 日                      | 第 3 回幹事会                        | ・ 茨城町都市計画マスタープラン（素案）について                                                                   |
| 2 月 23 日                      | 第 4 回委員会                        | ・ 茨城町都市計画マスタープラン（素案）について                                                                   |
| 3 月下旬                         | 茨城町都市計画審議会報告                    | ・ 茨城町都市計画マスタープランについて                                                                       |
| 4 月上旬                         | 町議会(全員協議会)報告                    | ・ 茨城町都市計画マスタープランについて                                                                       |



茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会

## 用語集

| 【あ行】                  |                                                                                                                     |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一団地の住宅施設              | 都市計画法に基づく都市施設の一つで、住宅施設をはじめとした道路や公園などの良好な都市環境を保持するために必要となる施設(都市施設)                                                   |
| 茨城県都市計画マスタープラン        | 茨城県が、都市計画区域マスタープランの策定にあたり、地域の活性化や県民主体の今後の取り組みなど、茨城県におけるこれからの都市づくりの基本方針を明らかにすることを目的として策定したもの                         |
| 茨城県都市計画マスタープラン【震災対策編】 | 東日本大震災を踏まえ、巨大地震や津波災害などにも対応した震災に強い安全・安心な都市づくりの基本的な方針を明らかにすることを目的として、茨城県都市計画マスタープランに追加策定したもの                          |
| 茨城町第5次総合計画            | 長期的な展望を踏まえた町の目指すべき方向を示し、総合的で計画的な町政運営のために必要な各分野における施策や事業に関する指針を定めた計画                                                 |
| 茨城町地域防災計画             | 茨城町が災害対策基本法に基づき、町民の生命や財産を災害から守るための施策を実施することを目的として、災害に関する様々な事務や業務などの総合的かつ計画的な対策を定めた計画                                |
| 茨城町都市公園条例             | 茨城町が都市公園法に基づき、都市公園の配置や規模に関する技術的基準などを定めた条例                                                                           |
| 【か行】                  |                                                                                                                     |
| 街区公園                  | 主に街区に居住する者が利用することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たりの面積が0.25haを標準とする                                                    |
| 河川保全区域                | 河川法に基づき、河岸又は河川管理施設を保全するため、河川管理者が指定する土地の区域                                                                           |
| 急傾斜地崩壊危険区域            | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者などに危害が生じるおそれがある土地やそれに隣接する土地を対象として、都道府県知事が指定する土地の区域                      |
| 協働(きょうどう)             | 地域が抱えるさまざまな課題に対して、住民と地方公共団体が協議し、役割を分担しながら解決すること                                                                     |
| 漁港区域                  | 漁港漁場整備法に基づき、農林水産大臣や市町村長が指定する漁港の区域                                                                                   |
| 緊急輸送道路                | 災害時に発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路で、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と指定拠点(都道府県知事が指定する防災拠点)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路 |
| 近隣公園                  | 主に近隣に居住する者が利用することを目的とする公園で、誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たりの面積が2haを標準とする                                                       |
| 区域区分                  | 計画的な市街化を図るため、都道府県が都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分(線引き)すること                                                                  |
| 区域指定                  | 茨城県条例に基づき、市街化調整区域内にあらかじめ区域を指定することで、既存集落の維持・保全を目的に、住宅や一定の小規模な店舗などの立地が許可の対象となる制度                                      |
| 公共下水道事業               | 主に市街地における下水を排除・処理するための地方公共団体が管理する下水道事業                                                                              |
| コンパクトシティ              | 都市の拡散化や分散化による拡大を抑制すると同時に、中心市街地に公共交通などで円滑に結ばれ、公共公益施設などの都市機能が集約的に配置された密度の高いコンパクトな市街地を形成する考え方                          |
| 【さ行】                  |                                                                                                                     |
| 市街化区域                 | 優先的かつ計画的に市街化を進める区域                                                                                                  |
| 市街化調整区域               | 市街化を抑制する区域で、原則、開発行為は抑制され、都市施設の整備も原則として行われない                                                                         |
| 自然環境保全地域              | 自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域                                                                    |

|                 |                                                                                                                 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然公園区域          | 自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に役立てることを目的として都道府県が指定する土地の区域                                 |
| 自然的土地利用         | 土地の利用に関する分類の中で、農地、林地、水面などに利用されている土地                                                                             |
| 住区基幹公園          | 住民の生活行動圏域の比較的小規模な公園で、都市公園のうち、街区公園、近隣公園及び地区公園が該当する                                                               |
| 常住人口調査          | 国勢調査による人口及び世帯数を基礎とし、これに毎月、住民基本台帳法に基づき届出のあった出生、死亡、転入、転出者数及び世帯の増減数を加えて推計したもの                                      |
| 親水              | 河川や湖沼などの地形を利用して水と親しむこと                                                                                          |
| 【た行】            |                                                                                                                 |
| 大規模小売店舗立地法      | 周辺地域の生活環境保持のため、大規模小売店舗の配置や運営方法について、適正な配慮を確保するための法律                                                              |
| 大規模集客施設         | 床面積が1万㎡を超える店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場など                                                                              |
| 地域間競争           | 地域同士のつながりや結びつきが強まり、住民や企業の活動範囲が広域化することで、買い物や商取引、あるいは企業立地などの面で選択の幅が広がり、結果として地域同士がこれら需要の競合関係になることであり、都市間競争ということもある |
| 地区計画            | まとまりのある地区を対象に、建物を規制・誘導し、住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるため、住民の意向を反映しながら定める地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりの計画                          |
| 地区計画に関する案の申し出制度 | 市町村が、都市計画法に基づき、地区計画に関する提案を申し出る方法などを定めた条例を制定することで、住民や土地所有者などが、決定又は変更する地区計画の案を申し出ることができる制度                        |
| 地区公園            | 主に徒歩圏内に居住する者が利用することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準とする                                                      |
| 地方人口ビジョン        | 各地方公共団体が、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口の現状を分析し、人口に関する住民の認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するために策定する                       |
| 中心市街地活性化法       | 「中心市街地の活性化に関する法律」の略称で、中心市街地における都市機能の増進や経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための法律                                               |
| 都市機能            | 一例として行政、商業、流通、業務、交通、工業、研究、学術、教育、医療、文化などの都市が有する役割や性質                                                             |
| 都市基幹公園          | 都市住民を対象に配置される比較的大規模な公園で、都市公園のうち、総合公園や運動公園が該当する                                                                  |
| 都市基盤施設          | 道路、公園、下水道、河川、学校、病院などの都市の様々な活動を支える最も基本となる施設                                                                      |
| 都市計画基礎調査        | 都市計画法に基づき、5年ごとに実施する調査であり、都市の現況や市街化の動向などの把握を目的に行う調査であり、人口、産業別就業人口、市街地面積、土地利用などが調査対象となっている                        |
| 都市計画区域          | 都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として指定する区域                                                                  |
| 都市計画区域マスタープラン   | 都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、都道府県が都市計画区域を単位として定める都市計画の方針                                                   |
| 都市計画審議会         | 地方公共団体に設置される審議会の一つで、都市計画法に基づいて都市計画に関する事項の調査・審議を行う組織                                                             |
| 都市計画提案制度        | 都市計画法に基づき、対象となる区域の大きさなどの一定の要件を満たす場合、土地所有者やまちづくりNPOなどが地方公共団体に対して、都市計画の提案を行うことができる制度                              |
| 都市計画道路          | 主に都市間や市街間、市街地内などを連絡するなど、都市における骨格的な道路であり、都市計画法に基づいて決定する道路                                                        |

|              |                                                                                                                                         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市計画法        | 都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、土地利用や都市施設の整備など都市計画の内容、その決定手続及び都市計画制限などについて必要な事項を定めた法律                                                        |
| 都市公園         | 都市公園法に基づき、地方公共団体や国が設置する公園や緑地                                                                                                            |
| 都市的土地利用      | 土地の利用に関する分類の中で、宅地、道路、公園などに利用されている土地                                                                                                     |
| 都市的未利用地      | 市街地内の農地や林地、雑種地などの土地                                                                                                                     |
| 土砂災害(特別)警戒区域 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害のおそれがある区域で、崖崩れや土石流などの土砂災害から住民の生命などを守るため、都道府県が指定する土地の区域                                           |
| 【な行】         |                                                                                                                                         |
| ネットワーク       | 道路などの線的なつながりや、主要な施設や拠点などを相互に結びつけること                                                                                                     |
| 農業集落排水事業     | 農業振興地域における農業用排水の水質保全や機能維持を図ることを目的として、主に農業振興地域内の既存集落を対象とする汚水処理事業                                                                         |
| 農業振興地域       | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興を図ることが必要と認められる地域として都道府県が指定する地域                                                                                  |
| 農用地区域        | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において集団的に存在する農用地など、今後概ね 10 年以上にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域                                                          |
| 【は行】         |                                                                                                                                         |
| バリアフリー       | 障がい者を含む高齢者などが社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと                                                                                                  |
| パブリックコメント    | 町が基本的な政策などを策定する過程において、それらの趣旨や内容などを公表して広く住民の皆様からの意見を求め、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、意見に対する町の考え方を公表する一連の手続                               |
| 保安林          | 森林法に基づき、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林                                                      |
| 【ま行】         |                                                                                                                                         |
| まち・ひと・しごと創生法 | 少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした法律 |
| 【や行】         |                                                                                                                                         |
| ユニバーサルデザイン   | 老若男女、障害・能力、文化・言語・国籍などの違いに関わらず、誰もが利用しやすい施設・製品・情報の作り方やデザインの工夫                                                                             |
| 用途地域         | 都市計画法に基づき、人口や建物が多く分布する市街地において、異なる建物の混在による弊害（住宅と工場が隣接して立地するなど）を防止するために定める制度                                                              |
| 【ら行】         |                                                                                                                                         |
| ラムサール条約湿地    | 1971 年にイランのラムサールという都市で採択された湿地の保全や利用に関する条約（ラムサール条約）により、条約で定められた国際的な基準に従って指定され「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地                                   |
| 緑地環境保全地域     | 樹林地や池沼などが市街地や既存集落と一体になって良好な自然環境を形成している土地や、歴史的、文化的、社会的資産と一体となって良好な自然環境を形成している土地の中から、自然環境を保全することが特に必要なところについて指定する地域                       |
| 6 次産業化       | 農業や水産業などの第一次産業が、食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す                                                                                              |

## 【茨城町都市計画マスタープラン】

発行 平成 28 年 3 月

編集 茨城町 都市建設部 都市建設課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

TEL : 029-292-1111(代表) <http://www.town.ibaraki.lg.jp>